

企画競争参加者各位

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課長

令和 7 年度第 2 期（1 0 ～ 3 月開講分）委託訓練企画競争説明会及び人権研修参加案内について

福岡県では、公共職業訓練の一部を民間教育訓練機関等に委託して実施（以下「委託訓練」という。）しており、今般、令和 7 年度第 2 期（1 0 ～ 3 月開講分）について、下記のとおり企画競争説明会を開催しますのでご案内します。

また、委託訓練受託事業者等を対象とした人権研修につきましても、同日に開催いたしますので併せてご案内します。

記

1 企画競争に係る説明会の開催

該当科目の企画競争参加希望者に対して、次のとおり説明会を開催します。また、併せて「民間教育訓練機関等による公共職業訓練の実施に係る企画書募集要領」（以下「企画書募集要領」という。）及び「民間教育訓練機関等による公共職業訓練の実施に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）を交付します。

（1）日時

令和 7 年 5 月 9 日（金）

1 5 時 4 5 分～1 6 時 3 0 分（受付：1 5 時 1 5 分～）

（2）場所

福岡市博多区千代 1 丁目 2 0 ー 3 1

千代合同庁舎 C 3 0 1 B

※千代合同庁舎の駐車場は事前予約が必要なため、お車でお越しの場合は福岡県庁の駐車場にご駐車ください。

（3）持参するもの

説明会参加者の名刺

（4）申込方法及び締切

方法：別添「企画競争説明会参加意向調査票」により下記問い合わせ先まで e-mail 又は F A X にて申し込むこと。

締切：5 月 7 日（水）1 7 時まで

（5）留意事項

○できる限り説明会に参加のうえ企画書を提出すること。

○説明会当日の資料は、5 月 9 日（金）に福岡県のホームページに掲載予定。

2 委託訓練受託事業者等人権研修の開催

本県においては、2003年に策定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かな社会を実現するため、人権教育・啓発の推進に努めています。

このため、公共職業訓練の委託先の民間教育機関等に対する人権研修を開催します。

なお、企画競争参加条件の1つに、「代表者若しくはそれと同等の職にある者が企画書提出日から過去1年以内に、地方自治体等が実施する人権研修に参加していること」としておりますので、該当する人権研修の参加実績のない民間教育訓練機関等におかれましては、今回の研修にご参加ください。

(1) 日時

令和7年5月9日（金）

14時00分～15時15分（受付：13時30分～）

(2) 場所、持参するもの

企画競争説明会に同じ

(3) 申し込み方法及び締切

企画競争説明会に同じ

3 企画競争を行う公共職業訓練

(1) 説明会該当科目

「令和7年度第2期（10月～3月開講分）委託訓練科目一覧及び概要」を参照。

(2) 訓練実施地域

	実施地域
福岡高等技術専門学校実施分	福岡市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市
戸畑高等技術専門学校実施分	北九州市、中間市、遠賀郡、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
小倉高等技術専門学校実施分	北九州市、中間市、遠賀郡、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
小竹高等技術専門学校実施分	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡、直方市、宮若市、鞍手郡、中間市、遠賀郡
田川校等技術専門学校実施分	田川市、田川郡
久留米高等技術専門学校実施分	久留米市、小郡市、うきは市、大川市、八女市、筑後市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
大牟田校等技術専門学校実施分	大牟田市、柳川市、みやま市
職業能力開発課	福岡高等技術専門学校実施分と同一地域

4 企画競争の参加に必要な資格（参加資格）

- (1) 仕様書に示した訓練期間中、受託できうる状態であること。例えば、事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、公共職業訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的には次の要件を全て満たしていること。

ア 企画する訓練科目の定員設定が可能であること。科目一覧で示した定員どおりに企画書を作成すること。

イ 訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者 1 名を訓練開設校舎毎に配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を 1 名以上配置できる体制が講じられていること。

ウ 訓練教室の面積は、受講者 1 人当たり概ね 2 m²以上であること。

エ カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記ア、イ、ウのほか、次の要件を全て満たしていること。

① パソコンについては 1 人 1 台使用できること。

② ソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること（教育訓練用として、不特定多数の者がソフトウェアを使用することが可能であるか留意すること）。

オ 介護職員初任者研修科に係る訓練科目の企画にあっては、福岡県介護員養成研修事業者の指定を受けていること。

カ 介護職員実務者研修科に係る訓練科目の企画にあっては、介護福祉士実務者養成施設の指定を受けていること。

キ e ラーニングコースに係る訓練科目の企画にあっては、次の要件をすべて満たしていること。

① インターネットを通じた訓練の配信ができる環境にあること。

② 訓練の受講状況を管理できるシステムが構築されていること。

③ 受講生に対して、就職支援や訓練内容の習熟を図るためのスクーリングを実施しうる人員及び会場が確保されていること。

④ 委託先において e ラーニング教材の操作等に関する訓練生からの問い合わせに対応できる環境となっていること。

(2) 託児サービスを付加する訓練については、当該訓練の実施中に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、又は幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）、又は認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 177 号）を満たす託児サービスを自ら又は委託により提供できる機関であること。具体的には次の要件を全て満たしていること。

ア 訓練実施機関の施設内又は施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供できること。施設外において託児サービスを提供する場合、原則として訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。訓練実施場所から通所可能な距離にある場所以外で託児サービスを提供する場合には、訓練実施場所に児童の引き渡しを行う場所を設け、安全に配慮の上、送迎を行うこと。

イ 託児サービスの提供は、児童福祉法、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとする。

① 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として、保育所で行われる一時預かり事業に限る。ただしこれにより難しい場合は、別途協議する。）

② 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただしこれにより難しい場合は、別途協議する。）

③ 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであ

て、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただしこれにより難い場合は、別途協議する。)

④ 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。ただしこれにより難い場合は、別途協議する。)

⑤ 認可外保育施設（幼保連携型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号）を満たしているものに限る）

⑥ 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省第 11 号）に規定する基準を満たしているものに限る）

ウ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に参加すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

エ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

(3) 安定した職業訓練の運営が可能と認められること。具体的には、企画書提出日から過去 2 年以内に、企画する訓練科目に類似する職業訓練の受託実績又は同様の事業を実施した実績があること。

(4) 公共職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

ア 講師の配置については、訓練内容が実技のものにあつては 15 人に 1 人以上（デジタル分野に係る技能等を付与する訓練コースは 20 人に 1 人以上）、学科のものにあつては概ね 30 人に 1 人以上の配置をすること。

イ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。なお、学歴、実務要件に適合するとは、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 30 条の 2 第 2 項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を 5 年以上有する者、又は、学歴若しくは資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能なものを含む。）であること。

(5) 訓練実施施設においてキャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）又は能開法第 28 条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者を配置し、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施できる体制が整備されていること。

(6) 代表者又はそれと同等の職にある者が企画書提出日から過去 1 年以内に、地方自治体等が実施する人権研修に参加していること。

(7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと。

(8) 次のいずれの事項にも該当しない機関及び団体であること。

ア 偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった委託先機関で、当該不正行為に係る処分を通知した日から 3 年を経過していない機関。

イ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先機関とすることが相応しくないと職業能力開発課長及び各高等技術専門校長が判断した機関又は判断する機関。

ウ 職業能力開発課長及び各高等技術専門校長が行う就職状況調査において不正受給となった委託先機関であつて、当該不正受給に係る処分を通知した日から 3 年を経過していない機関。

エ 暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体の

いずれかに該当する機関

オ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠くと職業能力開発課長及び各高等技術専門校長が判断した機関又は判断する機関。

- (9) 公共職業訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。
- (10) 福岡県税について、滞納がないこと。(契約候補者となった場合、県税に未納のないことの証明書を提出していただきます。)
- (11) 訓練実施施設において、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の受講証明書を保有している者が在籍していること。

4 契約候補者の選定方法

上記 1 の説明会で交付する企画書募集要領に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選定します。

5 企画書の無効

本案内に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書は、無効とします。

【問い合わせ先】

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 公共訓練係

担当 平塚、水崎

TEL 092-643-3602

FAX 092-643-3605

E-mail itakukunren@pref.fukuoka.lg.jp